

除雪グレーダ【3.7m 級】仕様書

〔運行記録計、前面熱線ガラス、スノータイヤ、床マット、タイヤチェーン、カメラ(モニタ含み)〕

契検品第 112 号

概 要

この仕様書は、除雪グレーダ(3.7m級)に適用するもので、納入機は下記に定める性能諸元、各部構造その他を満足するほか、道路除雪作業の使用に耐えうる十分な耐久性信頼性と、良好な操縦性能を有するものとする。

納入機は運輸省令昭和26年第67号(以降の改正分を含む)「道路運送車両の保安基準」に適合するもの、且つ平成17年法律第51号「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」に適合するものでなければならない。

ただし、平成26年特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則等一部改正の基準値に適合した排出ガス対策型建設機械とする。

ここに明記されていない箇所については米沢市長(以下「発注者」という)と物品供給人(以下「受注者」という)が協議のうえ決定するものとする。

◆◆◆ 除雪グレーダ【3.7m級】仕様 ◆◆◆

1. 性 能(JCMAS T005 性能試験)

- | | | |
|---|-----------------|----------|
| (1) | 除雪幅(推進角60度において) | 3.2m以上 |
| (2) | 最大除雪高さ(新雪時) | 0.15m以上 |
| (3) | ブレード線圧 | 19kN/m以上 |
| (4) | 走行速度 | 45km/h以上 |
| (5) | 騒音レベル | 80dB (A) |
| (a) 「騒音障害防止のためのガイドライン」(厚生労働省令和5年4月20日、基発0420第2号)第Ⅰ管理区分に準ずる。(測定方法はJCMAS H011の機械定置時による) | | |

2. 主要諸元

- | | | |
|--|------------------------|----------------------|
| (1) | 全 長(走行姿勢) | 10,000mm以下 |
| (2) | 全 幅(車体単体) | 2,700mm以下 |
| (3) | 全 高(黄色灯火上端まで) | 3,800mm以下 |
| (4) | 最低地上高 | 240mm以上 |
| (5) | 車両総質量 | 18,000kg以上22,000kg未満 |
| なお、「10. 付属装置及び付属品 10-2車両総質量に含まないもの」以外は、本車両総質量に含むものとする。 | | |
| (6) | 最小回転半径(最外側車輪中心)車体屈折機能時 | 8.0m以下 |
| (7) | 乗車定員 | 1人 |

3. 車体

- | | | |
|-----|--------|----------------------------|
| (1) | 機 関 | |
| | 形 式 | 水冷、ディーゼル機関 |
| | 定格出力 | 160kw以上 |
| (2) | 動力伝達装置 | 前後進、速度段の切換え操作が円滑にできる構造とする。 |
| (3) | 車 軸 | |
| | 前車軸 | 2輪 油圧リーニング機構 |
| | 後車軸 | 4輪 タンデム機構 |
| (4) | タイヤ | |
| | 形 式 | スノータイヤ |
| (5) | かじ取装置 | |

- | | | |
|-----|-----|---------------------------------------|
| (6) | 形 式 | 全油圧式、または電気油圧式 |
| | 運転室 | |
| | 構 造 | 全鋼製密閉形 |
| | 窓 | (前)熱線入り、熱線入りガラスドア
(前、後)冬用ワイパーブレード付 |
4. 除雪装置
- | | | |
|-----|-----------|--|
| (1) | 形 式 | ブレード、サークル、ドロバ |
| (2) | 作動動力装置 | 油圧式、操作弁式(7系統以上) |
| (3) | 能 力 | |
| | サークル回転角度 | 左右各130度以上 |
| | ブレード昇降範囲 | 地下 250mm以上
地上 250mm以上 |
| | ブレード横送り長さ | 左右各500mm以上 |
| | 切削角調整装置 | 油圧式 |
| | 安全装置 | ブレードに過大な負荷や衝撃が加わった場合、(スリップクラッチ等により)その力でサークルが自動に回転し、各部の損傷を防ぐ装置を有すること。 |
| (4) | 全 幅 | 3,700mm以上 |
| (5) | 全 高 | 530mm以上 |
| (6) | 切 刃 | JIS D6101 又は準じる特殊切刃 |
5. 計器類
- | | | |
|-----|--------------------|----|
| (1) | 運行記録計 90km/h、7 日計) | 1式 |
| (2) | 速度計又は期間回転計 | 1式 |
| (3) | 燃料計 | 1式 |
| (4) | アワーメータ | 1式 |
| (5) | 機関油圧計又は機関油圧警告灯 | 1式 |
| (6) | 水温計 | 1式 |
| (7) | 充電警告灯 | 1式 |
| (8) | その他標準計器類 | 1式 |
6. 照明装置類
- | | | |
|-----|----------------|------|
| (1) | 前方作業灯 | 2灯以上 |
| (2) | 後方作業灯 | 2灯 |
| (3) | 黄色灯火(散光式(点滅式)) | |
| | 前 全幅 500 mm以上 | 1灯 |
| | 後 全幅 1100 mm以上 | 1灯 |
| (4) | その他標準照明装置類 | 1式 |
7. バックカメラ
- | | |
|-----|-------------------------------------|
| (1) | 取付数:1 台(後方) |
| (2) | 電源:DC12V もしくは 24V |
| (3) | 動作温度:-20℃～60℃ |
| (4) | その他:運行に際し十分な強度を有し、着雪防止等の適切な対策を講じること |
8. モニタ(バックカメラ用)
- | | |
|-----|--|
| (1) | 画面サイズ:7インチ以上(カラー) |
| (2) | 動作温度:-10℃～50℃ |
| (3) | その他:振動により損傷しないこと
運転室内前方に設置し、オペレータの視界を妨げないこと |

9. ドライブレコーダー(前後撮影タイプ))

9-1 仕様

- (1) 国内メーカー品とし、32GB以上のSDカードを付けること。
- (2) 常時録画録音、衝撃時録画録音できるもので、上書き防止機能付き及び保存されたファイルは古いものから順に自動で書き換えができるもの。
- (3) 200万画素以上であるもの。
- (4) 東日本のLED信号機に対応しているもの。

9-2 取付け・設置に関する要件

- (1) 本機械に取付けを行うドライブレコーダーの電源は、シガーソケット方式ではなく、配線ケーブル方式であること。ただし、配線ケーブルでの給電が困難な場合はこの限りでない。
- (2) 設置場所については車両の形状に合わせ、フロントガラス又はダッシュボード等に設置すること。また、道路運送車両の保安基準に適した設置を行うこと。

10. 付属装置及び付属品

10-1 車両総質量に含むもの

(1)	バックブザー(後方 1mにおいて、音圧 80dB (A) 以上)	1式
(2)	エアコン	1式
(3)	AM・FMラジオ	1式
(4)	シガーソケット	1式
(5)	ウインドウォッシャー(電動式)	1式
(6)	非常用信号具(発煙筒 1、赤旗 1)	1式
(7)	消火器(ABC粉末、1.8 kg以上)	1式
(8)	標識板(300×570以上 車体後部取付)	1式
(9)	座席ベルト	1式

10-2 車両総質量に含まないもの

- (1) 標準付属工具 1式
- (3) 床マット 1式
- (4) 取扱説明書(車両用・控え) 1式
- (5) 部品表(車両用・控え) 1式
- (6) 履歴簿(仕様書を貼付けしたもの) 1式
- (7) タイヤチェーン 1式
- (8) その他標準付属品 1式

11. 塗装及び名入れ表示等

- (1) 国土交通省建設機械塗装標準による。
- (2) 名入れ
「米沢市」車両両側の適当な位置及び後面中央に表示。
(名入れ方向は、向かって左側からとする。)
管理番号は、原則的にシール製とする。ただし、管理番号は発注者が別途指示する。
その他詳細については、発注者と受注者が別途協議する

◆◆◆ その他事項 ◆◆◆

1. 納車場所

米沢市直江石堤3770番地(ジェニス株) 1番館)

2. 納期について

納車期限:令和 8年3月31日

- (1) 納車の際は、あらかじめ納車日を連絡すること。

- (2) 昨今の世界情勢の影響により、納期に遅れが生じることが明らかになった場合は、受注者は明らかにした時点で速やかに発注者に報告の上、納期について協議するものとする。

3. 検査

受注者は十分な、ならし運転完了後検査を受けるものとする。完成検査は、寸法外観、溶接、その他組立状況を検査し、さらに車両や作業装置類の動作等の確認をおこない全般的な機能を検査する。

ただし、車両総質量については、本仕様書で定めたとおりであるかを、その内訳が判る資料により検査する。検査に要する器具、人員等は受注者において準備するものとする。

4. 保証

納入後1箇年以内に設計製作上の欠陥によるものとみなされる故障が発生した場合には、受注者は無償修理を行わなければならない。ただし、製作会社等が別に定めた保障期間が1箇年以上にわたる場合には、それを適用する。

特に重大な故障が発生したときは、上記期間経過後であっても、発注者と受注者が協議のうえ、受注者に無償修理を行わせることがある。

5. その他の事項

5-1 製造期日等の指定について

納入機は新品でなければならない。

5-2 灯火の取付方法の指定

黄色灯火の取付方法は、次のとおりとする。

イ) 黄色灯火の規格、取付位置については、「道路維持作業用自動車及び道路管理用 緊急自動車の取扱について(昭和55年6月5日付け、建設省機発第437号(以降の改正部を含む))」に準ずるものとする。

ロ) 黄色灯火は、運転室又は作業装置上部に堅固に取付け、黄色灯火の重量、振動に耐えるよう取付部分に必要な補強を行うものとする。

5-3 提出図書の言語の指定

取扱説明書など提出を義務づけられた図書に使用する言語は、日本語とする。

5-4 緩和申請等について

本履行にあたり、車両登録、基準緩和の申請及び道路維持作業車の申請・届出については受注者が行うものとする。また、これらにかかる費用は受注者の負担とする。

ただし、これにより難しい場合は発注者の指示を受けるものとする。